

○日本医科大学動物実験規程

(平成 19 年 4 月 1 日規程第 2 号)

(目的)

第 1 条 この規程は、日本医科大学(以下「本学」という。)が行う生命科学の教育・研究における動物実験等の重要性とその特質に鑑み、「動物の愛護及び管理に関する法律」(昭和 48 年 10 月 1 日法律第 105 号。以下「法」という。)、 「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」(平成 18 年 4 月 28 日環境省告示第 88 号。以下「飼養保管基準」という。)、 「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」(平成 18 年 6 月 1 日文部科学省告示第 71 号。以下「基本指針」という。)等に基づき、本学における動物実験等に関し遵守すべき事項を定め、科学的にはもとより、動物福祉上の観点及び生活環境保全の観点並びに動物実験等を行う教職員・学生等の安全確保の観点からも適正な施設等の整備及び管理並びに動物実験等の実施を促すことを目的とする。

2 実験動物の飼養及び保管に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、動物福祉の基本理念である 5 つの自由(飢え及び渇きからの解放、肉体的不快感及び苦痛からの解放、傷害及び疾病からの解放、恐怖及び精神的苦痛からの解放、本来の行動様式に従う自由)を実践するよう努めること。

(適用の範囲)

第 2 条 この規程は、本学において行われる哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類を用いる動物実験等に適用される。

2 哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類に属する動物以外の動物を実験等の利用に供する場合においてもこの規程の趣旨に沿って行うように努める。

(用語の定義)

第 3 条 この規程において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ以下に定めるとおりとする。

(1) 動物実験等 動物を教育・試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。

(2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。

(3) 動物実験室 実験動物に実験操作(原則 48 時間以内の一時的保管を含む。)を行う実験室をいう。

(4) 施設等 飼養保管施設及び動物実験室をいう。

- (5) 実験動物 動物実験等のため、本学の施設等で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類に属する動物をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等を実施するため事前に立案する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、個々の動物実験計画に係る業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 日本医科大学長(以下「学長」という。)の下で、実験動物及び施設等の管理を担当する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 実験動物管理室長 各地区の管理者と連携をとり、これを統括する者をいう。
- (12) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験実施者の下で、実験動物の飼養又は保管に従事する者をいう。
- (13) 外来者 施設等へ立ち入る外部の者(動物搬入業者、動物死体処理業者、施設等及び設備の点検や修理担当業者、許可を得た見学者等)をいう。

(学長の責務)

第4条 学長は、機関の長として、本学において行う全ての動物実験等の実施、実験動物の飼養及び保管に関する最終的な責任を負う。

(動物実験委員会の設置)

第5条 学長は、動物実験等を適正に行うため、動物実験委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会の円滑なる運営を図るため、委員会運営細則を別に定める。

(学内規定の整備)

第6条 動物実験等に当たり、実験動物の施設等、飼養保管及び動物実験に関する細則を別に定める。

(動物実験計画の承認等)

第7条 学長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者(以下「責任者」という。)に動物実験計画を申請させるものとする。

2 学長は、申請された動物実験計画実施について、委員会に諮問し、その結果を受け当該計画を承認又は却下する。

(動物実験計画の実施の結果等)

第8条 学長は、動物実験等の終了後、責任者に動物実験計画の実施結果を報告させるものとする。

2 学長は、前項の報告内容を委員会に諮り、必要に応じ、適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずるものとする。

(教育訓練等の実施)

第9条 学長は、実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に行うために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施、その他動物実験実施者及び飼養者の質的向上を図るために、委員会に諮り、必要な措置を講ずるものとする。

(自己点検・評価及び検証)

第10条 学長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に法、基本指針、飼養保管基準等への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施すると共に、当該点検及び評価の結果について、本学以外の者による検証を実施することに努めるものとする。

(情報の公開)

第11条 学長は、前条に基づく点検及び評価の結果について、年1回程度、適切な手段により公開するものとする。

(動物実験等の実施)

第12条 動物実験実施者の資格を得るためには、動物実験等に必要な知識の修得を目的とした教育訓練を受講し、学長の承認を得るものとする。

2 責任者は、動物実験計画書を作成し、学長に申請する。

3 責任者は、動物実験等の承認を得られた後、動物実験を開始し、動物実験終了後、学長に動物実験計画実施結果について報告する。

(科学的合理性の確保)

第13条 責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性及び動物実験等の倫理性を確保する等の観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、動物実験等を適正に実施する。

(1) 代替法の利用

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する等により実験動物を適切に利用することに配慮する。

(2) 実験動物の選択

動物実験等の実施に当たっては、科学上の利用目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくする。この場合において、動物実験等の目的に適した、より下等な実験動物種の選定、動物実験等の成績の精度及び再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質、飼養条件を考慮する。

(3) 苦痛の軽減

動物実験等の実施に当たっては、法、基本指針及び飼養保管基準を踏まえ、科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法に

よって行うこと。苦痛についての判断は、必要な場合、委員会あるいは専門家の判断を求めるものとする。

(実験動物の飼養及び保管)

第14条 実験動物管理者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準に従う他、飼養環境の微生物制御など科学的観点から実験動物の飼養及び保管を適切に行う。

(施設等・設備の整備)

第15条 学長は、教育・研究上の必要性に即した動物実験等が適正かつ円滑に実施されるために必要な施設等の整備に努めるとともに、施設等及び設備の管理運営に必要な実験動物管理者及び飼養者を配置し、動物実験に係る組織体制の整備充実を図るものとする。

2 施設等を設置(変更を含む。)する場合、管理者はそれぞれ所定の様式により、学長に申請するものとする。

3 学長は、動物実験室若しくは飼養保管施設として申請された施設を委員会に調査させ、その助言により、申請を承認し、又は却下する。

4 施設等を廃止する場合は、管理者が所定の様式により、学長へ届け出る。

(安全管理上特に注意を払う必要のある実験)

第16条 学長は、安全管理上特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次の事項に配慮し、動物実験実施者及び飼養者の安全、実験動物並びに施設等内外の汚染防止に努める。

(1) 物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性がある動物実験等を実施する際には、関連法令等諸規定、本学の施設等及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者、飼養者等の安全の確保及び健康の保持に特に注意を払う。

(2) 飼養環境の汚染により実験動物が傷害を受けることがないように施設等及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮する。

(3) 遺伝子組換え動物を用いる動物実験、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」(平成16年6月2日法律第78号)で規定された生物を扱う等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、本学の施設等及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物等の逸走防止等に関して特に注意を払う。

(4) 実験動物が逸走した際の捕獲方法等はあらかじめ定めることとし、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関に連絡すること。

2 実験動物の飼養及び保管並びに動物実験等の実施は、学長の承認を得た施設等で行う。

(緊急時の措置)

第17条 管理者は、地震、火災等の緊急時に執るべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図る。

2 緊急事態の発生時には、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事長を経て理事会の議決を必要とする。

附 則

1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

2 日本医科大学動物実験指針(昭和64年1月1日施行)は、これを廃止する。

附 則

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。